

公の施設【基本情報】

別紙 8

施 設 名	新潟市東地区公民館
所 管 部・課	新潟市中央公民館
所 在 地	新潟市中央区蒲原町7番1号
根 拠 法 令	教育基本法 社会教育法
設 置 条 例	新潟市公民館条例
施 設 概 要	延床面積 1,712.49㎡ 建物構造 東地区総合庁舎(鉄筋5階建)内一部2階, 3階, 4階 主な施設内容(構成施設の内容) 2階 小ホール 3階 和室 303集会室 304講座室 305講座室 調理実習室 美術工作室 保育室 4階 402集会室 音楽室 ホール 多目的ルーム

施 設 の 設 置 目 的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置します。
管 理 ・ 運 営 に 関 する 基 本 理 念 、 方 針 等
1 公民館事業に関連する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策 基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援 基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成 基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実 2 上記1を踏まえた公民館事業の取組 (1)人づくり、地域づくりを通じた地域コミュニティ活動の活性化への支援 (2)家庭における教育力向上の支援 (3)青少年の生き抜く力を育む機会の充実 (4)高齢者の学習支援や社会参加の促進 (5)現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供